

## 滝沢市中小企業振興資金制度のご案内

市内中小企業者の資金調達を支援するため、滝沢市が市内金融機関に資金を預託し当該金融機関を窓口とする融資制度です。

### 融資対象者

- 中小企業基本法に規定する中小企業者（個人事業主含む）であって、次のいずれにも該当する方
- ・滝沢市内に1年以上引き続き住所を有し、1年以上引き続き事業を継続している方
  - ・市税を滞納していない方

### 融資条件

資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	1千万円以内
融資期間	(1) 500万円以内の資金 ・運転資金：5年以内（据置期間6ヶ月以内） ・設備資金：7年以内（据置期間1年以内） （運転資金と設備資金併用の場合は7年以内） (2) 500万円を超える資金 ・運転資金：7年以内（据置期間6ヶ月以内） ・設備資金：10年以内（据置期間1年以内） （運転資金と設備資金併用の場合は10年以内）
融資利率	3年以内の返済：年3.25% 3年を超える返済：年3.45% ※上記利率に対し、市が1.5%補助します。
保証料率	年0.45～1.70% ※岩手県信用保証協会の信用保証を付します。

### 申込手続

お近くの岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫

### お問い合わせ先

- ・滝沢市 経済産業部 企業振興課  
電話：019-656-6536 FAX：019-684-5479  
Mail：[kigyo@city.takizawa.iwate.jp](mailto:kigyo@city.takizawa.iwate.jp)
- ・各取扱金融機関